うきは市農業委員会第5回総会議事録

[開催日時] 令和3年7月12日(月)午後1時30分から

〔開催場所〕 るり色ふるさと館 研修室4・5

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

議案第4号 非農地判断(非農地証明願い)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農地証明願について

報告第3号 農地法第5条第1項第8号の規定による農地転用不要届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1 番 樋口 健次 8 番 髙浪 眞次

2 番 佐々木 光則 9 番 樋口 美智子

3 番 後藤 一善 10番 家永 学

4 番 園田 忠行 11番 尾花 里美

5 番 森 和正 12番 堀江 清成

6 番 内山 良江 13番 佐藤 和弘

7 番 後藤 義道 14番 日野 吉光

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第5回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業 委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致し ます。

議長 本日の議事録署名人は9番委員と10番委員です。よろしくお願いします。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらの案件は現況が庭となっており事前着工という事でいかがなものかと思いますが、もうこれ以上は手を加えないという事でやむを得ないと分科会では 考えております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて担当委員の意見を述べていただくところですが、分科会長と担当委員が 同じため、省略します。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 1 - 2 上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の説明の通りです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろし くお願いします。

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

2番 この農地は東側の道が狭いため機械が入りにくく、耕作しにくい農地でありましたので、やむを得ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1-2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と します。事務局説明をお願いします。 (議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 申請地の東側は譲受人の畜舎の用地であり、その隣地を取得するという事です ので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1に賛成の方は挙手を求めま す。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長それでは担当委員の説明を求めます。

3番 譲受人は昨年から譲渡人のもとで作業を手伝っていたようで、それを受け継ぐような形で今回の申請に至っているようです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2-3 上程)

事務局 (議案 2-3 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5番 こちらの案件は親子間での生前贈与という形になります。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 相続するのにも3条申請が必要なのですか?

事務局 通常の相続では不要ですが、生前贈与の場合は必要です。

10番 申請人は全ての土地を一括で贈与されるのでしょうか?それとも今回申請している分だけを贈与するのでしょうか?

事務局 一括での贈与と聞いています。

10番 この場合の贈与税はどうなるのでしょうか?わかるならば教えてください。

事務局 申し訳ありません。贈与税につきましては国の税金となりますので詳しい計算

方法についてはわかりません。

(質疑なし)

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-3 に賛成の方は挙手を 求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 4 上程)

事務局 (議案2-4説明・朗読)

議長
それでは担当委員が私ですので説明致します。

16番 こちらの案件は譲受人からの依頼があり、今回の申請に至っているようです。 現在も譲受人が耕作しているようですので特に問題ないと思います。皆様のご 審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2-5 上程)

事務局 (議案2-5説明・朗読)

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

14番 譲渡人は遠方に住んでおり管理ができないため、隣を耕作している譲受人にお願いし、今回の申請に至っております。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-5 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 2-6・7 を議題とします。これらの案件は譲受人が同一人物のため一括して審議します。事務局説明をお願いします。

(議案2-6・7上程)

事務局 (議案2-6・7説明・朗読)

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

1番 この申請地西側の茶畑が廃園になりかけていたのを利用権設定されて、きれい に整備されています。同じ時期に流動化の申し出が出ていたためこの機会に引 き受けるという話になったとのことです。今後はお茶畑として利用していくようです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 $2-6\cdot7$ に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-8を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2-8 上程)

事務局 (議案2-8説明・朗読)

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

6番 こちらの案件は空き家に付属した農地での申請になります。申請地までも今回 一緒に取得予定の宅地部分を通らないと入っていけない場所ですので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-8 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-9を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-9上程)

事務局 (議案 2-9 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

8番 こちらの案件は空き家になっている宅地と農地を一括して譲受人に渡すようです。家の周りの農地は遊休地となっておりますが荒れておらず、道を挟んで反対側の農地は栗の木が植わっております。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-9 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-10を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2-10 上程)

事務局 (議案2-10説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1番 こちらの案件は親子間での生前贈与という事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 私から質問いたします。この農地についてですが、現在の状況はどうなっていますか?

1番 周囲が山なので農地として使えるような状況ではないので、今後非農地判断も 検討したほうがいいかと思います。

(質疑なし)

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-10 に賛成の方は挙手 を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-11を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-11上程)

事務局 (議案 2 - 1 1 説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 面積的には 2, 300 ㎡という事で少し狭いですが、ゆくゆくは拡大していき たいとも仰っていたので、やる気はあるかと思います。現在は宇美町にお住い ですが、うきは市に家を購入したようです、皆様のご審議をよろしくお願いし ます。

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

3番 申請地は傾斜が急なところですので十分に気を付けて耕作していただきたいと 思いました。また、譲受人も勉強していく意欲は十分で、後継者もいるようで すので頑張ってい頂きたいと思います。皆様のご審議をよろしくお願いしま す。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 一般的に市外の方はどうやって農地を見つけてきているのですか?また、その 前後で行政から何かアドバイスはしていますか?

事務局 農業委員会に3条申請を提出される段階で既に売買契約まで済んでいる場合が ほとんどです。傾向として新規就農者の案件の農地は耕作条件があまりよろし くないように見受けられます。だからといって、本人がやると言っている以上 はその気持ちを汲んでいくべきではないかと思います。また、市としても新規 就農者を応援しておりますので、できるだけ条件の良い農地を繋いでいけるよ うに、農業委員会の方でも遊休農地の情報収集により一層力を入れていきたい と思います。

副会長 ホームページ等に農地を取得する際は農業委員会に相談するような案内文は掲

載しておりますか?

- 局長 新規就農にも大きく2パターンあってこれから農業で生計を立てて行きたい人と趣味程度でやっていきたい人に分かれております。農業委員会では主に後者の方を皆様にご審議しただいておりますが、前者の方はまず農政係の方でヒアリングを行い、精査した後に農業委員会に上程しております。今後も農地を取得する前は事前に相談をしていただくよう農業委員会と農政係でも啓発してまいります。
- 3番 今回のこの方は規模拡大なども考えておるようですので、例えば認定農業者や 補助事業などこれから必要となるであろう手続きについてのフォローもしてい くべきと思います。事務局からもそういった説明、担当の部署や機関との情報 共有をしてもらうようお願いします。
- 13番 特に、新しく農業をされる方が不利益とならぬような取り組みをぜひお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-11に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (所有権移転)について を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-1上程)

事務局 (議案3-1説明・朗読)

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とし、うきは市長に報告します。

議長 続きまして議案第4号 非農地判断(非農地証明願い)について を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 4 号上程)

事務局 (議案 4 号説明・朗読)

議長それでは担当委員の説明を求めます。

- 10番 (4-1説明) 20年以上前は畑として利用しておりましたが、現在は庭木が 生えているような状態になっております。皆様のご審議をよろしくお願いしま す。
- 15番 (4-2説明)申請人はずいぶん前に引っ越ししてこられて、現在の家に住ま われておりますが、その当時から現在の状態になっております。やむを得ない

	かと思いますの	Dで、皆様の	ご審議をよる	ろしくお願い	いします。		
議長	それでは質疑り	こ入ります。	質問のある方	方は挙手をス	求めます。		
(質疑なし)							
議長	質疑なしと認る	ります。 採決	とに入ります。	議案第4	号に賛成の方は	挙手を求めま	
	す。						
議長	全員賛成とい	う事で許可と	し、非農地	ヒ判断しまっ	す。、		
議長	それでは報告に	それでは報告に入ります。事務局お願いします。					
(報告1~3説明・朗読)							
前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。							
<u> </u>	義 長					印	
Ī	義事録署名者					印	

印

議事録署名者